

岩手県告示第279号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を令和6年4月24日次のとおり国土調査として指定した。

令和6年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市立根町字桑原の一部及び字中野
- 3 調査期間 令和6年5月8日から令和7年3月31日まで